|  |
| --- |
| 3flogomark平成２８年度福島県奨学資金《震災特例採用》推薦事務の手引き　　　　　　　　　　　　　　　　**(追 加 募 集)**この手引きは、高等学校及び専修学校（高等課程）に在学している者の福島県奨学資金『平成２８年度震災特例採用』申込にかかる学校における事務処理方法及び注意事項についてまとめたものです。福島県教育委員会平成２８年９月 |

**目　　　　　次**

[**１　募集について** 1](#_Toc157845757)

[Ⅰ　対象となる者 1](#_Toc157845758)

[Ⅱ　貸与を受ける者の資格 1](#_Toc157845742)

[Ⅲ　奨学資金の月額 2](#_Toc157845743)

[Ⅳ　推薦基準 2](#_Toc157845760)

[Ⅴ　貸与の始期及び期間 2](#_Toc157845761)

[Ⅵ　申請書類の提出 2](#_Toc157845762)

[Ⅶ　選考及び奨学生の決定 4](#_Toc157845763)

[Ⅷ　奨学資金の振込 4](#_Toc157845764)

[参考　奨学資金の返還免除 4](#_Toc157845764)

[**２　推薦について**](#_Toc157845749) 5

[Ⅰ　推薦基準](#_Toc157845750) 5

[**３　願書・推薦調書の作成について** 6](#_Toc157845753)

[Ⅰ　奨学生願書 6](#_Toc157845754)

[Ⅱ　推薦調書 6](#_Toc157845755)

[**４　返還免除までの手続き** 7](#_Toc157845766)

[Ⅰ　返還免除までの手続き 7](#_Toc157845767)

[Ⅱ　奨学資金の返還猶予 7](#_Toc157845769)

[Ⅲ　奨学資金の返還免除 7](#_Toc157845770)

〔様式・記入例〕

○　福島県奨学生願書 8

[○　福島県奨学生推薦調書 12](#_Toc157845769)

○　震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書 14

○　口座振替による支払申出書 16

○　誓約書 18

○　居住証明書（参考様式） 19

１　募集について

Ⅰ　対象となる者

　　保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難となった高校生又は専修学校（高等課程）生

(1)　申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合

(2)　警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合

(3)　緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

(4)　主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合

(5)　主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合

（「著しく」：５０％程度以上の減少。一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

(6)　その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

（一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

Ⅱ　貸与を受ける者の資格

|  |
| --- |
| 　奨学資金は、次に掲げる要件を具備している者に対して、申請に基づき貸与する。　一　品行が正しく、かつ、学術に優れていること。　二　次のアからウまでに掲げる者の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件を具備していること。　　ア　県内に所在する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）若しくは専修学校の高等課程（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な教授を目的とする修業年限二年以上の専修学校の高等課程で教育委員会で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者　（略）その者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。　　イ　県外に所在する高等学校若しくは専修学校の高等課程に在学する者（略）　その者が当該県外に所在する高等学校、専修学校の高等課程（略）に入学し、又は転学するまで県内に引き続き六月以上住所を有しており、かつ、その者の生計を主として維持する者又はこれに準ずると認められる者が県内に引き続き六月以上住所を有していること。　　ウからエ（省略）　三　経済的理由により修学が困難であると認められること。　四　同種類の修学のための資金を他から受けていないこと。福島県奨学資金貸与条例（抜粋） |

１　申し込みできる者は、高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒に限ります。

　　　※　以下の者は原則として申し込みできませんので、注意願います。

　　　　・主たる生計支持者（保護者）が県内に６ヶ月以上住所を有していない者

　　　　・推薦基準外の者（→Ⅳ　推薦基準）

　　　　・他の貸与型奨学金を受けている者

* 現在、福島県奨学資金を貸与されている者について

申し込みできますが、採用決定された場合、震災特例奨学資金の貸与を受ける期間は、先に貸与決定されている県奨学資金は休止となり、併せて貸与を受けることはできませんのでご注意ください。

　２　専修学校の高等課程で県教育委員会で定めるものとは、次の条件をすべて満たす高等課程の学科のことです。

　　(１)職業に必要な技術の教授を目的とする学科（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉若しくは商業実務の分野に属する全学科又は服飾、家政、文化、教養の分野のうち、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する学科であること。）

　　(２)修業年限が２年以上の学科

　　(３)授業が年２回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている学科

Ⅲ　奨学資金の月額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 国・公立 | 私　　立 |
| 自宅通学のとき | １８，０００円 | ３０，０００円 |
| 自宅外通学のとき | ２３，０００円 | ３５，０００円 |

※　保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

Ⅳ　推薦基準

　　１　学力について

　　　高等学校又は専修学校の高等課程に在学している者で勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると当該学校長が認める者。

　　２　家計について

　　　東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する事由で家計が急変したことにより修学が困難であり、緊急に奨学金の貸与が必要であると当該学校長が認める者。

(1)　申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合

(2)　警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合

(3)　緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

(4)　主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合

(5)　主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合

（「著しく」：５０％程度以上の減少。一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

(6)　その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

（一時的ではなく、申請時点で状況が継続している場合。）

Ⅴ　貸与の始期及び期間

　　１　貸与の始期は、家計急変の事由が生じた月以降で申込者が希望する月とします。

※　申込者が希望する月は、申請年度の範囲内（平成２８年４月以降）とします。

　　２　貸与の期間は、上記貸与開始期から採用年度末（平成２９年３月）までとします。

※　平成２９年度以降の本奨学金の実施については、未定となっております。

Ⅵ　申請書類の提出

　　　推薦に際しては、申請者から次に掲げる書類を提出させ、学校側で作成する「福島県奨学生推薦調書（第２号様式）」を添付のうえ、県教育委員会に平成２８年１１月１５日（火）【必着】までに提出してください。

　　　なお、提出にあたっては、記入例や注意事項等をよく読んだ上で、所要事項を正確に記入させるとともに、記入事項、押印（本人・連帯保証人がそれぞれ異なる印を押すこと）の有無を確かめてください。

　〔申請者が提出する書類〕

　　　(1)　福島県奨学生願書（第１号様式）

ア　記載にあたっては「記載例」及び願書裏面の「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

イ　本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

ウ　申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下の余白に、現在居住している住所を記入してください。

例）申請者　　：〒　○○市○○町１番地の１　□□高等学校△△寮

　　　　　　　　連帯保証人：〒　××市××町２番地５　仮設住宅１０１号）

エ　家族の状況欄は、申込時の状態で次のとおり記入してください。

　　①　同居・別居を問わず、生計を一にする家族を記入してください。

　　②　次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員として記入してください。

　　　・　主たる家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

　　　・　就学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

　　　・　主として扶養している別居の祖父母。

　　　・　その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

　　　　　③　別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は記入不要です。

　　　　　④　震災後、転職等により収入源に変動があった者については、申込時現在の状態で、申込年の収入金額を推算してください（千円未満の端数が生じたときは、切り捨ててください。以下同じ。）失業中の場合は、失業前の職業による収入は算入せず、失業給付金受給中又は受給予定の場合は、受給（見込）額を収入とみなし、所得金額に算入してください。

オ　連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等（父、母または未成年後見人）となります。

カ　保証人の欄は記入する必要はありません。

キ　記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください（修正ペン、修正テープは使用不可）。

　　　(2)　震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

記載にあたっては「記載例」をよく読み、あてはまる被災状況にすべてにチェックをつけてください。

(3)　被災状況を証する書類(被災状況に応じて、次の書類を1項目分だけ添付してください。

　　必要に応じて追加の書類を求める場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 被災状況 | 必要書類**（※いずれも写しで可）** |
| ア　自宅被害（全壊・半壊等）※　一部損壊は対象外 | 罹災証明書（被災証明書は不可） |
| イ　警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合 | 被災証明書又は罹災証明書 |
| ウ　緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて避難した場合 | ・被災証明書又は罹災証明書・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住していて避難した場合は、その旨が確認できる書類 |
| エ　主たる生計支持者の死亡等 | ・被災証明書又は罹災証明書・重篤な障がい・疾病を負った場合　医師の診断書、障害者手帳等、状況が確認できる書類をいずれか一つ（死亡・行方不明の場合は特に不要） |
| オ　主たる生計支持者の収入の著しい減少（失業又は５０％程度以上の収入の減少し、その後も状況が改善していない） | ・被災証明書又は罹災証明書・平成23年度～平成28年度の所得証明書(６年分)　　 ※平成22年分～平成27年分の所得証明書となります・失業の場合解雇通知、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等、失業が確認できる書類をいずれか一つ・収入減の場合震災前後の給与明細等、収入減が確認できる書類 |

(4)　住民票謄本（本籍が記載されている世帯票）

　　　　※　同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。

※　マイナンバー（個人番号）の記載のないものを提出してください。やむを得ず、マイナンバーが記載されたものを受理する場合、個人番号部分を復元できない程度マスキング（黒塗り）した上で提出してください。

※　申請者本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。任意様式で構いませんが、無い場合は巻末の様式をコピーし、居住先の管理者から証明を受けてください。

※　提出された住民票で罹災・被災証明書の住所が確認できない場合は、生徒本人の戸籍附票を添付ください。

　　　(5)　口座振替による支払申出書(ゆうちょ銀行の場合は見開き１ページ目のコピーを必ず添付)

※　氏名、住所等は、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

　　　　※　奨学生本人名義の口座を記入してください

（保護者名義の口座、本人名義でも貯蓄口座は、使用不可です）。

　　　　※　金融機関の確認印を忘れずに受けてください。

　　　　　　（金融機関の確認を受けることが出来ない場合と、口座番号の訂正があった場合は、必ず通帳のコピーを添付してください。）

　　　(6)　誓約書

※　奨学資金申請者が記入・押印してください。

※　本籍及び現住所は「１．福島県奨学生願書」と同様、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

Ⅶ　選考及び奨学生の決定

　　１　選考にあたっては、提出された願書及びその他の書類を審査して、採否を決定します。

　　２　奨学生の決定は、在学する学校を経由し、本人に通知します。

Ⅷ　奨学資金の振込

採用者の奨学資金は、「口座振替による支払申出書」で届けられた本人名義の口座に、平成２８年４月～平成２９年３月分を一括して、平成２９年１月末頃に振り込みます。振込日は、採用決定通知時にお知らせします。

参考　奨学資金の返還免除（→P.7）

　東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、卒業後の奨学生本人の向こう１年間の収入見込みが次の各区分に定める額未満の場合は、願出により返還義務が全額免除されます。

(1)　高等学校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合（(2)、(3)を除く。）330万円未満

(2)　短期大学、専門学校又は専修学校（専門課程）に進学し卒業した場合　 360万円未満

(3)　大学又は大学院に進学し卒業した場合　　　　　　　　　　　　　　　 390万円未満

２　推薦について

　推薦にあたっては、推薦基準の各項目のほか、次の点に注意してください。

○　本人については、中途で学業を放棄することがないと思われる者であること。

（本県奨学生に採用後に退学した場合、奨学資金は廃止となり、貸与を受けた奨学資金について、返還免除は適用されませんので御注意ください。）

○　他の貸与型奨学金を受けていないこと。

（本県奨学生に採用後に発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。）

Ⅰ　推薦基準

１　学力について

　　　高等学校又は専修学校の高等課程に在学している者で勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると当該学校長が認める者。

　　２　家計について

　　　東日本大震災により被災し、次のいずれかに該当する事由で家計が急変したことにより修学が困難であり、緊急に奨学金の貸与が必要であると当該学校長が認める者。

①　申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合

②　警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合

③　緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合

④　主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合

⑤　主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合

⑥　その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合

３　願書・推薦調書の作成について

Ⅰ　奨学生願書

　１　願書については、記載例どおり正しく記入されているかどうかを確認してください。

　２　記入漏れ、判読困難などの不備のある願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあります。

　３　採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、採用を取り消す場合があるので、ありのままを記入するよう指導してください。

　４　申請者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申請者に訂正させた上、訂正印を押させてください（修正液、テープは不可）。

Ⅱ　推薦調書

　１　推薦調書は、在学する学校側において作成することになるので、誤りや記入漏れのないように正確に記入してください。

　２　出身学校の成績、在学学校の成績の欄は記入不要です。

　３　「推薦所見」の欄には、申請者の学力、人物、家庭状況の観点から記入してください。

　４　「参考事項」の欄には、特記すべき事項があれば、記入してください。

４　返還免除までの手続き

Ⅰ　返還免除までの手続き

主な手続きは次のとおりです。詳しくは、貸与決定時に「奨学生のしおり」をお渡しします。

【在学中の生徒】

１　状況が改善せず、翌年度も貸与継続を希望する場合は、在学する学校を通じて「福島県奨学資金震災特例採用継続願」及び必要書類を県教育委員会に提出　(※平成２９年度以降の本奨学金の実施については未定のため、改めてお知らせします。)

２　継続を希望せず、貸与が終了となった場合は、在学する学校を通じて「借用証書」、「返還明細書」、「返還猶予願」及び在学証明書を県教育委員会に提出

【卒業する生徒】

３　卒業前に、在学する学校を通じて「借用証書」及び「返還明細書」を県教育委員会に提出

４　上級学校等に進学した場合は、「返還猶予願」及び在学証明書を県教育委員会に提出

５　卒業後（上級学校等に進学した場合はその卒業後）に、本人の１年間の収入見込額がわかる書類（例：勤務先の証明を受けた給与等見込証明書）を添えて「返還免除願」を県教育委員会に提出

Ⅱ　奨学資金の返還猶予

　１　在学中、奨学資金を必要としなくなったときは奨学資金を辞退することができます。この者が引き続き在学する場合は願出により卒業時まで返還が猶予されます。

　２　上級学校に進学したときは願出により卒業時まで返還が猶予されます。

　３　災害、疾病その他正当な事由のために返還が困難になった場合は、願出により返還が猶予されることがあります。

※　いずれの場合も、猶予の申請は納期限を過ぎると受付できませんので、すみやかに申請してください。

Ⅲ　奨学資金の返還免除

　東日本大震災特例採用により貸与した奨学資金については、卒業後の奨学生本人の向こう１年間の収入見込みが次の各区分に定める額未満の場合は、願出により返還義務が全額免除されます。

(1)　高等学校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合（(2)、(3)を除く。）330万円未満

(2)　短期大学、専門学校又は専修学校（専門課程）に進学し卒業した場合　 360万円未満

(3)　大学又は大学院に進学し卒業した場合　　　　　　　　　　　　　　　 390万円未満